



埼玉県報

第 2877 号
平成 29 年(2017 年)
2 月 24 日
金曜日

目次

告示

- 特定非営利活動法人の設立に係る公告（北部地域振興センター）
- 特定非営利活動法人の設立に係る公告（北部地域振興センター）
- 見沼代用水土地改良区の土地改良事業計画変更認可申請の適否決定及び変更後の土地改良事業（維持管理事業）計画書の写しの縦覧（農村整備課）
- 県営土地改良事業手子林第三地区（区画整理事業）の換地処分（農村整備課）
- 営業所の所在地が確知できない建設業者の公告（建設管理課）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- 埼玉県都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例に基づく区域の変更（都市計画課）
- 草加都市計画事業八潮南部西一体型特定土地区画整理事業の事業計画変更（第 6 回）に係る事項の公告（市街地整備課）
- 東松山市市の川特定土地区画整理組合の理事の氏名及び住所の変更（市街地整備課）
- 開発行為に関する工事の完了公告（川越建築安全センター）
- 開発行為に関する工事の完了公告（川越建築安全センター）
- 開発行為に関する工事の完了公告（越谷建築安全センター）

告 示

埼玉県告示第百三十五号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県北部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.sai-tamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十九年二月二十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十九年二月十五日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人ふかやにぎわい放送倶楽部
- 三 代表者の氏名
伊藤 眞治
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県深谷市山河千九十一番地一
- 五 定款に記載された目的
この法人は、深谷市民及び来訪者を対象に、様々な情報を提供するためFM放送に関する事業を行い、地域文化の振興と経済の活性化を推進するとともに、安心・安全で豊かな市民生活の向上とまちづくりに寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第百三十六号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県北部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十九年二月二十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十九年二月十五日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人ウイホープL・D・S
- 三 代表者の氏名
大久保 照夫
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県熊谷市上恩田四百三十二番地一
- 五 定款に記載された目的
この法人は、地域が抱えている子育て問題に対して、体験学習・地域ふれあい促進事業・各種勉強会や事業を通して、子どもが地域の人達に愛され、大きな夢をもって将来、国際人として働く星になれるよう子どもの健全育成を図るとともに、希望のもてる子育て支援や地域安全活動を行い、社会教育の増進に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第百三十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、見沼代用水土地改良区からの土地改良事業（維持管理事業）計画の変更認可申請を平成二十九年二月十五日適当と決定したので、同法第四十八条第九項において準用する同法第八条第六項の規定により公告し、及び当該決定に係る変更後の土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成二十九年二月二十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 縦覧期間

平成二十九年二月二十八日から

平成二十九年三月二十九日まで

二 縦覧場所

さいたま市役所

川口市役所

行田市役所

加須市役所

春日部市役所

羽生市役所

鴻巣市役所

上尾市役所

草加市役所

越谷市役所

蕨市役所

戸田市役所

桶川市役所

久喜市役所

蓮田市役所

白岡市役所

伊奈町役場

宮代町役場

告 示

埼玉県告示第二百三十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、平成二十九年二月十五日に県営土地改良事業手子林第三地区（区画整理事業）の換地処分をした。

平成二十九年二月二十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第二百三十九号

次に掲げる建設業者の営業所の所在地が確知できないので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条の二第一項の規定により公告する。

平成二十九年二月二十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

商号又は名称	代表者の氏名	主たる営業所の所在地
株式会社ハウスリス ト	亭 光彦	埼玉県川越市今福八二〇番地二
株式会社ラインクリ エート	中尾 英俊	埼玉県志木市本町六丁目一八番二二号
株式会社サンエス	鈴木 一郎	埼玉県川口市芝中田一丁目四〇番八号
有限会社伊藤建設	伊藤 裕幸	埼玉県戸田市喜沢南一丁目二番二五― 四一四号
鈴木内装	鈴木 俊秋	埼玉県春日部市米島八六一番地一九
株式会社小川建設	小川 誠	埼玉県春日部市銚子口六六三番地三
サクラ工業株式会社	佐藤 秀夫	埼玉県三郷市幸房一四四四番地

告 示

埼玉県告示第二百四十号

平成二十八年埼玉県告示第千三百一号で公示した公共測量は、平成二十九年一月三十一日終了した旨測量計画機関である北本市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十九年二月二十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第二百四十一号

平成二十八年埼玉県告示第千三百四十六号で公示した公共測量は、平成二十九年一月二十六日終了した旨測量計画機関であるさいたま地方法務局から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十九年二月二十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第二百四十二号

平成二十八年埼玉県告示第千四十二号で公示した公共測量は、平成二十九年一月二十七日終了した旨測量計画機関である桶川市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十九年二月二十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第二百四十三号

平成二十八年埼玉県告示第九百六十三号で公示した公共測量は、平成二十九年一月三十一日終了した旨測量計画機関である国土交通省関東地方整備局北首都国道事務所から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十九年二月二十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

告示

埼玉県告示第二百四十四号

埼玉県都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例（平成十三年埼玉県条例第六十一号）第四条第四項の規定により、指定した土地の区域を変更したので、次のとおり告示する。

なお、変更した土地の区域を示す図面は、当該市町村の区域を所管する建築安全センター及び当該市町村の都市計画法（昭和四十三年法律第百号）に基づく開発行為等の規制に係る事務を担当する課において縦覧に供する。

平成二十九年二月二十四日

埼玉県知事 上田清司

一 変更した土地の区域

市町村	土地の区域
嵐山町	大字吉田の一部

二 変更年月日

平成二十九年二月十七日

告 示

埼玉県告示第二百四十五号

土地区画整理事業の事業計画を変更したので、土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第五十五条第十三項において準用する同条第九項の規定により公告する。

平成二十九年二月二十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 施行者の名称

埼玉県

二 事業施行期間

平成九年五月九日から平成四十二年三月三十一日まで

三 施行地区

埼玉県八潮市大字伊勢野、大字大瀬、大字古新田、大字圀、大字大原及び大字大曾根の各一部

四 土地区画整理事業の名称

草加都市計画事業八潮南部西一一体型特定土地区画整理事業

五 事務所の所在地

埼玉県八潮市大字中馬場五十二番地二

六 事業計画の決定の年月日

平成九年五月九日

七 変更の年月日

平成二十九年二月二十四日

告 示

埼玉県告示第二百四十六号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第一百十九号）第二十九条第一項の規定により東松山市市の川特定土地区画整理組合から理事の氏名及び住所の変更の届出があったので、同条第二項の規定により公告する。

平成二十九年二月二十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

退任した理事の氏名及び住所

平野 十四三	埼玉県東松山市大字市ノ川八百十番地三
野口 眞一	埼玉県東松山市大字市ノ川七百七十六番地
前田 実	埼玉県東松山市加美町三番二十一号
平田 守一	埼玉県東松山市大字市ノ川七百八十二番地九
伊藤 一久	埼玉県東松山市加美町十一番十八号
島村 和一	埼玉県東松山市大字市ノ川七百十二番地
西川 梅次	埼玉県東松山市加美町十番六号
野原 政一	埼玉県東松山市加美町十一番三十七号
長谷部 昌司	埼玉県東松山市大字市ノ川八百十三番地四
藤井 忠興	埼玉県東松山市加美町九番四号

就任した理事の氏名及び住所

平野 十四三	埼玉県東松山市大字市ノ川八百十番地三
野口 眞一	埼玉県東松山市大字市ノ川七百七十六番地
前田 実	埼玉県東松山市加美町三番二十一号
平田 守一	埼玉県東松山市大字市ノ川七百八十二番地九
伊藤 一久	埼玉県東松山市加美町十一番十八号
島村 和一	埼玉県東松山市大字市ノ川七百十二番地
西川 梅次	埼玉県東松山市加美町十番六号
野原 政一	埼玉県東松山市加美町十一番三十七号
長谷部 昌司	埼玉県東松山市大字市ノ川八百十三番地四
藤井 忠興	埼玉県東松山市加美町九番四号
池上 哲二	埼玉県東松山市大字市ノ川七百八十八番地五
大野 順子	埼玉県東松山市加美町三番五十一号

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十九年二月二十四日

埼玉県川越建築安全センター所長 大槻 淳一

一 許可番号

平成二十八年八月十五日

指令川建セ第二八〇〇二〇〇号

二 検査済証番号

平成二十九年二月二十二日

川建セ第二八〇〇六八号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡嵐山町大字廣野字六丁千四百三十七番一の一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県川越市志多町三番地四

内田 裕介

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十九年二月二十四日

埼玉県川越建築安全センター所長 大槻 淳一

一 許可番号

平成二十八年十二月十四日

指令川建セ第二八〇〇四一〇号

二 検査済証番号

平成二十九年二月二十二日

川建セ第二八〇〇六九号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡嵐山町大字大蔵字堀ノ内六百四十三番五

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県東松山市沢口町二十一番地八 メゾンパークスB棟二〇一号

野村 裕司

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十九年二月二十四日

埼玉県越谷建築安全センター所長 渡 辺 賢 司

一 許可番号

平成二十九年二月三日

指令越建セ第二八〇〇一二一号

二 検査済証番号

平成二十九年二月十六日

越建セ第四三四一一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県南埼玉郡宮代町字道佛五百四十八番

幸手都市計画事業宮代町道仏土地区画整理事業施行地内五十三街区一画地

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県久喜市久喜東一丁目二十三―三十五

廣瀬 利一